資料2

中古品の安全･安心確保に関する全国意見交換会意見概要と回答

意　見　・　質　問			回　　答
Ⅰ．中古品安心安全確保プログラムについて			
1．プログラム全般的についての意見、質問			
	(1)	国として、消費者に対して本制度の周知徹底を十分に行うべきである。	国としては、協議会の立ち上げのサポート、技術的知見やプログラムの運営ノウハウの調査とともに、消費者啓発セミナー等での周知徹底、ガイドラインの全国普及の広報等でしっかりとサポートしていく所存。
	(2)	規制なのか、罰則はあるのか、古物営業法の許可が必要なのか。	本制度は、消費者の安全･安心のための積極的な取り組みを行う事業者を中心とした業界自主プログラムであり、罰則はない。また、中古品の調達･販売等においては、当然に、関連法令を遵守することが必要。
	(3)	業界の自主的取り組みと言うことであれば、メリットがない限り普及しない。また、ＳＲ認証を受けていない中古販売事業者が安全安心ではないと誤解されたり、SR認証を受けた店が販売すればガイドライン対象外の中古品まで安全安心であると誤解してしまう可能性がある。この点を峻別できるようにすべき。	国としては、協議会の立ち上げのサポート、技術的知見やプログラムの運営ノウハウの調査、消費者啓発セミナー等での周知徹底、ガイドラインの全国普及の広報等でしっかりとサポートしていく。また、ご意見を踏まえ、ガイドライン対象製品を販売する際には、その旨消費者が理解できるよう表示することを追加した。
	(4)	今回の意見交換会はどのように周知したのか。	中古品安全･安心確保プログラム等について7、8月に全国で意見交換会を実施しており、本省及び各地方経済産業局は開催に係るホームページへの掲載や、プレスリリースをしつつ、各都道府県とも連携し、届出事業者やリサイクル組合や古物商組合等に対し、可能な限り前広かつ幅広に案内を行ったところ。
	(5)	この仕組みにより、中古品販売事業者が製造物責任を負うこととなるのではないか。	製造物責任については今回のガイドラインにより何ら変更されるものではない。
	(6)	協議会はいつ頃立ち上がり、販売事業者はいつからSR認証の審査を受けられ、プログラムはいつから本格開始するのか。	来年4月からの運用開始を目指している。
2．認証についての意見、質問			
	(1)	業界団体等の会員でなくとも、販売事業者が認証を受けられるようにすべきである。	業界団体等に属していない中古品販売事業者も認証を受けられることが認証機関の条件になると考えられる。
	(2)	具体的にはどのようなところが認証団体となるのか。団体資格があるのか。	公平な審査、消費者等からのクレームの適切な処理及び協議会への定期的な報告を実施できる能力を有すること等が必要であると考えている。詳細な要件については今後協議会の中で検討されることになる。

意　見　・　質　問				回　　答
		(3)	地域の零細企業でも、ガイドラインに沿って真面目に対応しているところも認証が受けられるよう、せめて地域ブロックごとに認証機関が設置されるべき。	地域的な広がりについても十分勘案する必要があると考えている。一方、プログラムに参加いただける中古品販売事業者が適切に審査されるよう、一定の要件を満たす団体を認証団体としていきたい。
		(4)	販売事業者の審査は公正、厳格に行うとしても、認証機関の運営の維持にコストがかからない工夫が必要。	審査にかかる人件費や講習会等に要する費用などは最低限負担いただく必要がある。具体的な費用負担額については今後協議会の中で検討されると思料。
3．ガイドラインの対象範囲について				
		(1)	未開封の新古品や使用期間によらず一律に中古品として対象とするのか。	ご意見を踏まえ、中古品の定義を明確化及び新古品の扱いを追加した。
		(2)	ビンテージ品は対象か。	ご意見を踏まえ、中古品の定義を明確化した。
		(3)	ジャンク品は対象となるのか。	ご意見を踏まえ、中古品の定義を明確化した。
		(4)	卸業やフリーマーケット、ネットオークション、業務用として販売されている中古品は対象となるのか。	店頭販売やインターネット販売によらず、一般消費者が日常生活で使用する製品等の中古電気用品が対象。個人間取引やフリーマーケットのようなものについては対象としていない。
		(5)	海外輸出品については対象となるのか。	国内の消費者に販売される中古品を考えている。
		(6)	対象品目の基準及び想定される品目は何か。また、対象品目は今後増えていくのか。	今回は、中古品市場において多く販売されている電気用品について対象とした。今後、ほかの品目については実態を踏まえて協議会の中で検討されることになる。
		(7)	ＰＣや石油ストーブなどの電気用品以外のものは対象外か。	今回は、中古品市場において多く販売されている電気用品について対象とした。今後、対象品目については実態を踏まえて協議会の中で検討されることになる。
4．点検･清掃についての意見、質問				
		(1)	点検のガイドラインは製品毎に必要ではないか。	電気用品以外の製品が対象となった場合、点検の要件が異なることも考えられるため、必要に応じて製品毎に作成する必要があると考える。
		(2)	未開封の新古品であっても、点検･清掃が必要なのか。	ご意見を踏まえ、点検･清掃が省略できる旨を追記した。
		(3)	点検の責任者は店舗毎に1名必要なのか。	ご意見を踏まえ、点検が行われる場所に配置する旨を明記した。
		(4)	点検･清掃の委託は認められるか。	ご意見を踏まえ、可能である旨を明記した。
		(5)	卸や市場等の段階で点検･清掃を実施している場合は実施済と認められるのか。	ご意見を踏まえ、点検･清掃が省略できる旨を追記した。

意　見　・　質　問				回　　答
		(6)	点検結果の記録を製品毎に記録するのは負担になるので、保証書のコピーを持って記録とする等の工夫が欲しい。	ご意見を踏まえ、写しをもって記録とすることができる旨を追記した。
		(7)	PSEの時は絶縁耐力試験の実施を義務付けていたが、ガイドラインでは絶縁抵抗試験と絶縁耐力試験どちらでもよいのか。	どちらでも良い。
		(8)	絶縁性能試験を実施することにより壊れてしまう製品もあるのではないか。	絶縁性能試験により壊れてしまう製品については、消費者の使用時にも事故リスクが高いものと考えられるところ、認証を受けた販売事業者が販売すべきものではないと考える。なお、ビンテージ品が考えられるが、本ガイドラインの対象外としている。
		(9)	製品毎に点検済を示すシール等を貼る方がわかりやすいのではないか。	製品毎のシール等を付すコストを負担すること、保証書に点検済である旨を併せて表記する方法でも良いというアンケート結果を踏まえて原案としている。
		(10)	記録を3年間保存するのは負担。	認証の更新期間との整合を取り、3年間の記録の保存が必要。
	5．筐体の開閉行為について			
		(1)	資格がないと筐体を開けることができないとのことだが、中を確認しないと埃や異物が入っていても取り除けない。	筐体の開閉に危険を伴うため、それを判断できる等の一定の能力を有する必要があると言うこと。それを示す例として資格の取得が考えられる。
		(2)	資格が無くても筐体を開けて清掃が行えるように、知識･技術が習得できる講習会等を実施すべき。	しかるべきメーカーからの協力が得られるよう促す所存。
		(3)	筐体を開閉するとＰＬ責任を負うことになるのか。	改造等を行わなければ製造物責任を負うことはない。
	6．修理について			
		(1)	修理は認められていないのか。	ご意見を踏まえ、修理について追記。修理に危険を伴うため、それを判断できる等の一定の能力を有することが必要。
		(2)	修理した場合には、その記録の作成が必要ではないか。	ご意見を踏まえ、記録に項目を追加。
		(3)	中古品を販売する際、できるだけきれいな状態で売りたいので、電気用品を修理するときの図面とか、製品情報をいただきたい。	しかるべきメーカーからの協力が得られるよう促す所存。その際には、資格の取得など一定の能力が必要であると考える。
	7．保証			
		(1)	製品の価格や種類により保証期間を決められるようにすべき。	ご意見を踏まえ、中古品販売事業者が製品の特性等を考慮して設定できる旨を追記。

意　見　・　質　問				回　　答
		(2)	メーカーの部品保有期間が過ぎていた場合は修理等の保証には応じられないのでメーカーの協力が必要である。	修理以外の方法での保証も考えられる。
	8．リコール			
		(1)	プログラムでいうリコール品とは、メーカーが回収しているもの全てが対象となるのか。また、海外メーカー品でも確認しなければならないのか。	プログラムの趣旨から、安全性に係るリコールに対応することが必須。その他のリコールについても対応するよう努力すべきと考える。ご意見を踏まえ、追記。
		(2)	リコール情報が一括してわかるようなデータベースなりホームページなりを用意して欲しい。	しかるべきメーカーからの協力が得られるよう促す所存。
	9．取扱説明書			
		(1)	取扱説明書は誤りがある場合、製造事業者から訂正箇所が公表されるが、その修正も内容の改変に該当するのか。	該当しないと考えられる。
		(2)	取扱説明書の添付は必須なのか。	取扱説明書を添付できるよう努力する必要がある。添付しない場合はその旨を明記する。
		(3)	ホームページで公表されていない、有償である等、簡単に入手できない場合があるので、メーカーには協力して欲しい。輸入品についても取り寄せなければならないのか。	メーカーには引き続き、協力を求めていく所存。また、ガイドライン対象の中古品に対しては、取扱説明書を添付できるよう努力する必要がある。添付しない場合はその旨を明記する。
	１０．付属品の添付			
		(1)	製品の種類によって付属品が多数あるものもあり、それを全て掲載するのは負担となる。添付しているもののみか、あるいは不足しているもののみの掲載にするなど工夫して欲しい。	ご意見を踏まえ、過不足の内容がわかる形で表示すればよいことを追記。
		(2)	付属品の定義とは何か。また、それは何をもって確認するのか。	新品購入時に付属されているもので、取扱説明書等に表示されているものを想定。
		(3)	輸入品についてはどうするのか。	付属品の確認をするよう努める必要がある。
Ⅱ．ＰＳＥ制度の改正について				
		(1)	ビンテージ制度は続くのか。	続く。一方で、旧法適合品であればビンテージ品とせずとも新法適合品と同様に販売を可能とする方針。
		(2)	ＰＳＥマークを貼ることを義務づけたために店をたたんだり、縮小せざるを得なかったところもある。それに対して補償しないのか。	周知が十分ではなかったことを踏まえ、昨年の経過措置期間の終了時に様々な措置を講じたところ。 　今般の制度の見直しの検討にあたっては多様なメンバーにより、かつ、全都道府県で意見交換会を開催して広く意見の聴取に努力してきたところであり、今後このような努力を続けていきたい。
		(3)	高いお金を出して購入した絶縁耐力試験器が無駄になる。払い戻しして欲しい。	今回のプログラムでも絶縁性能検査が必要であり、このプログラムで引き続きご活用いただきたい。